

控 訴 状

平成18年4月6日

東京高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 吉 川 基 道

同 藤 田 康 幸

同 市 川 和 明

〒166-8570

東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

控 訴 人 杉 並 区
上 記 代 表 者 区 長 山 田 宏

(送達場所)

〒102-0083

東京都千代田区麹町6丁目4番地 麹町ハイツ703号

麹町法律事務所 電話03-3263-2868(代)

FAX03-3239-7371

上記訴訟代理人弁護士 吉 川 基 道

同 市 川 和 明

〒102-0083

東京都千代田区麹町6丁目6番地1 麹町松尾ビル5階

プライム法律事務所 電話03-3221-7251

FAX03-3221-7257

上記訴訟代理人弁護士 藤 田 康 幸

〒100-8977

東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 控 訴 人 国
上記代表者法務大臣 杉 浦 正 健

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 控 訴 人 東 京 都
上記代表者東京都知事 石 原 慎 太 郎

住基ネット受信義務確認等請求控訴事件

訴訟物の価額 4636万9677円

貼用印紙額 24万1500円

上記当事者間の東京地方裁判所平成16年（行ウ）第372号住基ネット受信義務確認等請求事件について、平成18年3月24日言い渡された判決は、全部不服であるから、控訴をする。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 本件訴えのうち、当該情報を被告東京都へ通知することを受諾した杉並区の住民に係る住民基本台帳法30条の5第1項所定の本人確認情報を、原告が被告東京都に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送信する場合に、被告東京都がこれを受信する義務を有することの確認を求める訴えを却下する。
- 2 原告の被告東京都に対するその余の請求及び被告国に対する請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は，原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人東京都は，控訴人が被控訴人東京都への通知を受諾した杉並区民の本人確認情報（氏名，出生の年月日，男女の別，住所及び住民票コード並びにこれらの変更情報）を住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送信する場合，これを受信する義務を有することを確認する。

3 被控訴人らは，控訴人に対し，各自連帯して，4476万9677円及びこれに対する平成16年9月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は第1，2審とも被控訴人らの負担とする。

5 仮執行宣言

第3 控訴の理由

追って提出する。

附 属 書 類

1 控訴状副本	2通
2 訴訟委任状	2通